坂東市消防団長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公正で透明な消防団運営を推進するために、情報公開の一つとして、 坂東市消防団長の交際費の支出に係る情報(以下「団長交際費」という。)を、坂東市 ホームページにより公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

- 第2条 団長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 支出日 団長交際費を支出した日
 - (2) 支出区分 団長交際費支出基準に基づく区分
 - (3) 支出金額 支出した団長交際費の額
 - (4) 支出内容 支出した団長交際費の内容

(公表の時期及び方法)

第3条 団長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに坂東市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第4条 団長交際費の公表に当たっては、坂東市個人情報保護条例(平成17年坂東市条 例第11号)に基づき、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

坂東市消防団長交際費支出基準

この基準は、団長が消防団運営のため、対外的な交際、折衝をする際に必要な経費として支出する交際費について、必要な事項を定める。

団長交際費の支出項目、支出範囲及び支出金額は、次のとおりとする。

支出区分	支 出 内 容	支	出 金 額
弔慰	消防団と密接な関係のあるときは支出する。	本人	10,000 円
		親族	5,000 円
会費	会費を必要とする研修会、会合、懇談会等について	金額の指定があるも	
	支出する。	のについては会費相	
		当額、指定のないも	
		のについては 10,000	
		円を阻	良度とする。
慶祝	(1) 市民参加のスポーツ、文化・イベント等催事、記	10,000 円を限度とす	
	念式典及び祝賀会並びに市民にとって名誉となる	る。	
	行為、業績への壮途祝いについて支出する。		
	(2) 消防団と密接な関係があり、又は貢献のある者及	20,000 円を限度とす	
	びその親族の結婚式又は披露宴に参列する場合の	る。	
	祝儀として支出する。		
見舞	(1) 病気見舞 消防団と密接な関係のある本人が原	5,000	円
	則として14日以上入院治治療した場合に支出す		
	る。		
	(2) り災・災害見舞等		
賛助	各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対	5,000	円又は社会通
	し、公共的、公益的なものであるときは賛助会費とし	念上記	忍められる範囲
	て支出する。	内の額	Į į
涉外	団運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等の	その者	『度協議
	ため必要なPR用特産物等の購入に要する費用		
その他	上記のいずれにも属さない場合で、団長が団運営上	その者	『度協議
	必要と認める場合		